

ロ 指定障害福祉サービス基準第二十五條第二項又は障害福祉サービス基準第九十條第二項に規定する多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該多機能型事業所において行う事業の開始の日から起算して三年間は、当該多機能型事業所において提供される障害福祉サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該多機能型事業所において提供されるすべての障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしているものとみなす。

ハ 複数の昼間実施サービス(指定障害者支援施設等又は障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。以下同じ)を行う指定障害者支援施設等又は障害者支援施設に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日(独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第一條第一号の規定により独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設にあつては、適用日)から起算して三年間は、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供される昼間実施サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供されるすべての昼間実施サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしている者とみなす。

ニ 適用日から平成二十一年三月三十一日までの間は、実務経験者については、イ(1)、(2)、(3)及び(4)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

ホ 適用日において現に存する改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第五十八号)第五十六條第一項、第七十條第一項又は第七十條に規定する指定児童デイサービス事業、基準該当児童デイサービス事業又は指定共同生活介護又は指定共同生活介護及び指定児童デイサービス事業、基準該当児童デイサービス、指定共同生活介護又は指定共同生活介護の事業を行う場合におけるこれらの事業に係る指定障害福祉サービス基準第九十七條第一項、第九十八條第一項、第九十八條第二項又は第九十八條第三項に規定する指定児童デイサービス事業、基準該当児童デイサービス事業、指定共同生活介護又は指定共同生活介護の事業であつて、実務経験者を確保することができないものについては、イ(2)又は(3)の規定を満たす者をサービス管理責任者として置くことができる。ただし、適用日から平成二十年三月三十一日までの間については、イ(2)又は(3)の規定を満たすことを要しない。

二 指定障害福祉サービス基準第二十五條第二項及び障害福祉サービス基準第九十條第二項の厚生労働大臣が定める多機能型事業所
配置されるサービス管理責任者が、前号イ(1)及び(3)から(5)までに掲げる障害福祉サービスのうち二以上のものに係るサービス管理責任者の要件に該当する場合において、当該二以上の障害福祉サービスを提供する多機能型事業所

三 指定障害者支援施設基準第五條第二項及び附則第四條第二項並びに障害者支援施設基準第十二條第二項及び附則第四條第二項の昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるもの
配置されるサービス管理責任者が、第一号イ(1)及び(3)から(5)までに掲げる障害福祉サービス(昼間実施サービスに限る)のうち二以上のものに係るサービス管理責任者に該当する場合における当該二以上の昼間実施サービス

区分	科目	時間数	備考
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	六	
	アクセスメントやモニタリングの手法に関する講義	三	
			介護の分野、児童の分野、知的障害者又は精神障害者の地域移行の分野、身体障害者の地域移行の分野、就労の分野(以下「分野」と総称する)別に行うこと

別表第二

区分	科目	時間数
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	十
合 計		十九
区分	科目	時間数
講義	障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義	六・五
	ケアマネジメントの手法に関する講義	二
	障害者の地域支援に関する講義	三
合 計		十一・五

○厚生労働省令第五百四十五号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第八十二條第四項(第九十五條において準用する場合を含む。)、第二百一十條第四項、第二百五十九條第四項(第六十四條、第七十三條、第八十四條、第九十七條、第二百一十條及び第二百一十條において準用する場合を含む。)、及び第七十條第五項並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号)第十九條第四項(同令附則第十四條において読み替えて適用する場合を含む。)、の規定に基づき、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、指定障害者デイサービス及び基準該当障害者デイサービスに係る食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成十八年厚生労働省令第二百三十一号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 適正な手続の確保

指定生活介護事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)以下「指定障害福祉サービス基準」という。)、第七十八條第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、基準該当生活介護(指定障害福祉サービス基準第九十四條に規定する基準該当生活介護をいう。)、の事業を行う事業所、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第九十五條第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。)、以下同じ。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第九十六條第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、基準該当指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第九十三條に規定する基準該当指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、の事業を行う事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第九十六條第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)、基準該当指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第九十二條に規定する基準該当指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、の事業を行う事業所、指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第七十五條第一項に規定する指定就労支援事業所をいう。)、指定就労継続支援A型事業所(指定障害福祉サービス基準第八十六條第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。)、指定就労継続支援B型(指定障害福祉サービス基準第九十八條に規定する指定就労継続支援B型をいう。)、の事業を行う事業所、基準該当就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第二十三條第二項に規定する基準該当就労継続支援

援B型事業所をいう。及び指定障害者支援施設等(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。))第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)(三)「事業所等」と総称する。)(四)における食事の提供、滞在の提供及び居室の提供に係る契約(以下「契約」という。))の適正な締結を確保するため、次に掲げる場合により、当該契約に係る手続を行うこと。

イ 当該契約の締結に当たっては、利用者(指定障害サービス基準第二号に規定する利用者)をいう。以下同じ。又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等(法第五号第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。))から文書により同意を得ること。

ハ 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料について、その具体的な内容、金額の設定及び変更に関する事項、運営規程(指定障害福祉サービス基準第八十九条第六十二条、第六十七号、第七十一号、第八十四号、第九十七号及び第九十八号において準用する場合を含む。)、第二百三十三号及び第二百四十四号並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)第四十一条に規定する運営規程をいう。への記載を行うとともに、事業所等の見やすい場所に掲示を行うこと。

ニ 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料
イ 食事の提供に要する費用に係る利用料は、食料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とする。ただし、事業所等に通用者(施設入所支援又は法附則第二十一条第一項に規定する特定旧施設支援(通所によるものを除く。))を受ける者を除く。指定短期入所事業所の利用者又は指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者(指定自立訓練(指定障害福祉サービス基準第六十六号第一項第一号)に規定する指定自立訓練をいう。))の提供を受ける者のうち、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第百十号)第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる者に該当するものについては、食料費に相当する額とする。

ロ 光熱水費に係る利用料は、光熱水費に相当する額とする。

ハ 居室の提供に要する費用に係る利用料は、室料に相当する額を基本とする。

(2) 居室の提供に要する費用に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとする。

(一) 利用者が利用する施設の建設費用(修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。)

(二) 近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用

○ 厚生労働省告示第五百四十六号
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)に基づき、厚生労働大臣が定める要件を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める要件(平成十八年厚生労働省告示第百三十三号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表第1の1の居室介護サービス費の注10、同表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注7及び同表第3の1の行動援護サービス費の注4の厚生労働大臣が定める要件は、二人の従業者により居室介護、重度訪問介護又は行動援護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であつて、次の一から三までのいずれかに該当する場合とする。

- 一 障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合
- 二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 三 その他障害者等の状況等から判断して、第一号又は前号に準ずると認められる場合

○ 厚生労働省告示第五百四十七号
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第百二十七条第三項の規定に基づき、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第百二十七条第三項に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第三号第一項に規定する相談支援専門員

二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に三年以上従事した経験を有する者

○ 厚生労働省告示第五百四十八号
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第百三十七号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。))第1の1の居室介護サービス費(以下「居室介護サービス費」という。))の注5本文、注6本文、注7本文、注8本文及び注9本文の厚生労働大臣が定める者

指定居室介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)以下「居室介護従業者基準」という。))第一条第一号、第二号(同告示第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二号の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)第九号において「訪問介護員基準」という。))別表第四(以下「基準別表第四」という。))に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「三級居室介護従業者」という。))を除く。))第五号(基準別表第四に定める内容に相当するもの以上のものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「三級相当研修課程修了者」という。))を除く。))若しくは第八号(三級相当研修課程修了者を除く。))に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち基準別表第四に定める内容以上の研修の課程を修了し、介護保険法施行令(平成十年政令第百二十二号)第三条第一項各号に定める者(以下「都道府県知事等」という。))から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「三級訪問介護員」という。))以外の者

二 居室介護サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める者
居室介護従業者基準第一条第二号(三級居室介護従業者に限る。))第五号(三級相当研修課程修了者に限る。))第八号(三級相当研修課程修了者に限る。))若しくは第十二号に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

- 一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。))第1の1の居室介護サービス費(以下「居室介護サービス費」という。))の注5本文、注6本文、注7本文、注8本文及び注9本文の厚生労働大臣が定める者
- 二 指定居室介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)以下「居室介護従業者基準」という。))第一条第一号、第二号(同告示第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二号の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)第九号において「訪問介護員基準」という。))別表第四(以下「基準別表第四」という。))に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「三級居室介護従業者」という。))を除く。))第五号(基準別表第四に定める内容に相当するもの以上のものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「三級相当研修課程修了者」という。))を除く。))若しくは第八号(三級相当研修課程修了者を除く。))に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち基準別表第四に定める内容以上の研修の課程を修了し、介護保険法施行令(平成十年政令第百二十二号)第三条第一項各号に定める者(以下「都道府県知事等」という。))から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「三級訪問介護員」という。))以外の者
- 二 居室介護サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める者
- 居室介護従業者基準第一条第二号(三級居室介護従業者に限る。))第五号(三級相当研修課程修了者に限る。))第八号(三級相当研修課程修了者に限る。))若しくは第十二号に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

三 居宅介護サービス費の注6の(1)の厚生労働大臣が定める者
 居宅介護従業者基準第一号(三級居宅介護従業者)に限る。、第五号(三級相当研修課程修了者)に限る。、第八号(三級相当研修課程修了者に限る)若しくは第十二号から第十五号までに掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

四 居宅介護サービス費の注5の(2)及び注6の(2)の厚生労働大臣が定める者
 居宅介護従業者基準第一号(三級)又は第九号に掲げる者であつて、身体障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に従事した経験を有するもの

五 居宅介護サービス費の注7ただし書の厚生労働大臣が定める者
 居宅介護従業者基準第一号(三級)又は第九号に掲げる者に限る。、第三号、第五号(三級相当研修課程修了者に限る)、第六号、第八号(三級相当研修課程修了者に限る)、第九号若しくは第十二号に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

六 居宅介護サービス費の注8ただし書及び注9ただし書の厚生労働大臣が定める者
 居宅介護従業者基準第一号(三級)又は第九号に掲げる者に限る。、第三号、第五号(三級相当研修課程修了者に限る)、第六号、第八号(三級相当研修課程修了者に限る)、第九号若しくは第十二号から第十五号までに掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

七 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費(以下「重度訪問介護サービス費」という)の注4の厚生労働大臣が定める者
 居宅介護従業者基準第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号、第九号、第十一号又は第十二号に掲げる者

八 重度訪問介護サービス費の注5及び注6の厚生労働大臣が定める者
 居宅介護従業者基準第一号から第三号(同告示別表第二に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る)まで、第五号、第六号、第八号、第九号、第十一号又は第十二号に掲げる者

九 介護給付費等単位数表の第3の1の行動援護サービス費(以下「行動援護サービス費」という)の注3本文の厚生労働大臣が定める者
 居宅介護従業者基準第一号、第二号(三級居宅介護従業者を除く)、第四号、第五号(三級相当研修課程修了者を除く)、第七号、第八号(三級相当研修課程修了者を除く)、第十号若しくは第十二号(都道府県知事から居宅介護従業者基準第二号の規定により読み替えられた訪問介護員基準別表第二に定める内容に相当するもの以上又は居宅介護従業者基準第二号の規定により読み替えられた訪問介護員基準別表第三に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認められる旨の証明書の交付を受けた者に限る)に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員以外の者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に二年以上従事した経験を有するもの

十 行動援護サービス費の注3ただし書の厚生労働大臣が定める者
 居宅介護従業者基準第一号(第四号、第七号又は第十号に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に一年以上従事した経験を有するもの(前号に掲げる者を除く))

○厚生労働省告示第五百四十九号
 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十三号)第三条の規定に基づき、指定相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

一 指定相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの
 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十三号)第三条の規定に基づき、指定相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、イ及びロに掲げる要件を満たす者とする。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

イ (1)の期間が通算して三年以上である者、(2)、(3)、(5)及び(6)の期間が通算して五年以上である者、(4)の期間が通算して十年以上である者又は(2)から(6)までの期間が通算して三年以上かつ(7)の期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という)のいずれかに該当するものであること

(1) この告示の適用の日(以下「適用日」という)において現に(イ)又は(ロ)に掲げる者であるものが、平成十八年九月三十日までの間に、(イ)又は(ロ)に掲げる者として身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という)その他これに準ずる業務に従事した期間

(イ) 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という)附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六十二条第一項に規定する障害児相談支援事業(以下「障害児相談支援事業」という)、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四十二条第一項に規定する身体障害者相談支援事業(以下「身体障害者相談支援事業」という)、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業(以下「知的障害者相談支援事業」という)の従事者

(ロ) 法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センター(以下「精神障害者地域生活支援センター」という)の従業者

(イ) から(ロ)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(ロ) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(二) 児童福祉法第十二条第一項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(三) 障害者支援施設、老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第五十条の三に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六十一条に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法(平成九年法律第二十三号)第八十二条第五項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という)その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者(社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者とする期間が一年以上の者に限る)

(ロ) から(四)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、児童福祉法第十八条の四に規定する保育士、児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は精神障害者社会復帰施設(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十三条各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉法第一項各号のいずれかに該当するもの」という)が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務(以下「介護等の業務」という)に従事した期間

(イ) 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十二条第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

- (二) 障害福祉サービス事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- (三) 健康保険法第六十三條第三項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第八十九條第一項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- (3)の(一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九條第一項に規定する障害者職業センター、同法第二十七條第二項に規定する障害者雇用支援センター、同法第三十四條に規定する障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間
- (6) 盲学校、聾学校、養護学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間
- (7) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

□ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であつて、(1)から(3)までに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年間の各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として行う研修であつて、別表第一に定めるもの以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたものであること。ただし、(1)から(3)までに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、相談支援従事者現任研修を修了することを要しない。

(1) 相談支援従事者初任者研修（都道府県知事が障害者等（法第二條第一項第一号に規定する障害者等をいう。）の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを経合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、別表第二に定めるもの以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

(2) 適用日前に、厚生労働大臣又は都道府県知事が行った相談支援の業務に関する研修（別表第二に定めるもの以上の研修に限る。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（適用日前に研修の受講を開始し適用日以降に修了したものを含む。）

(3) 適用日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の市長が行つた相談支援の業務に関する研修（別表第二に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。）を修了し、かつ適用日前又は適用日後に当該科目の講義のみを行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

二 実務経験者であつて、適用日において現に前号イ(1)又は(2)に掲げる者であるものについては、平成二十年三月三十一日までの間は、前号ロの要件を満たしているものとみなす。

区分	科	目	時間数
			一
講義	障害者福祉の動向に関する講義	一	一
	都道府県地域生活支援事業に関する講義	二	二
	地域自立支援協議会に関する講義	三	三
演習	障害者ケアマネジメントに関する演習	二	二
合		計	一八

別表第二

区分	科	目	時間数
			六・五
講義	障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義	六・五	六・五
	ケアマネジメントの手法に関する講義	八	八
	障害者の地域支援に関する講義	六	六
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	二	二
合		計	三一・五

○厚生労働省告示第五百五十号
 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。第4の1の療養介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合）

イ 指定療養介護（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第四十九条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第五十條第一項に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。）の過去の三月間の利用者の数の平均値が、指定障害福祉サービス基準第六十七條に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数の百分の百五を乘じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に該当する場合	百分の七十
(1) 利用定員が五十人以下の指定療養介護事業所（以下「小規模事業所」という。）の利用者の数が、利用定員の数の百分の百十を乘じて得た数を超える場合	
(2) 利用定員が五十人以上の指定療養介護事業所（以下「大規模事業所」という。）の利用者の数が、利用定員の数の百分の百五を乘じて得た数に五分の五を加えて得た数に五を加えた数に百分の百を乘じて得た数を超える場合	